

主 文

労働基準監督署長が、平成○年○月○日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料に関する処分は、これらをいずれも取り消す。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 手続受継前再審査請求人Aの亡子（以下「被災者」という。）は、平成○年○月○日、Bに所在する会社C（以下「会社」という。）に雇用され、会社D本店において事務職として就労していた。
- 2 Aによると、被災者は、仕事上のミスに加え、恒常的長時間労働による強い心理的負荷により精神障害を発病したという。被災者は、平成○年○月○日、マンション○階にある自宅ベランダから投身自殺した。
- 3 Aは、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡を業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を○円として、遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の処分をした（以下「前回処分」という。）。
Aは、前回処分に係る給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成○年○月○日付けで、前回処分を取り消す旨の決定（以下「前回取消決定」という。）をした。
- 4 本件は、監督署長が審査官の前回取消決定を受け、給付基礎日額を○円と算定して、遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の変更決定処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、Aが、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 5 Aは、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付け

でこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求をしたところ、Aが同年〇月〇日に死亡したため、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第50条において準用する同法17条の規定により、Aの承継人である再審査請求人E（Aの妻。以下「請求人」という。）において、平成〇年〇月〇日に再審査請求手続を受継したものである。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

（略）

第4 争点

遺族補償給付及び葬祭料に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算出した〇円を超えるか。

第5 審査資料

（略）

第6 理由

1 当審査会の判断

(1) 労働者災害補償保険法第8条に規定する給付基礎日額については、労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条の平均賃金に相当する額とすることとされ、同条第1項において、平均賃金は、原則として、これを算定すべき事由の発生した日以前の3か月間（以下「算定期間」という。）に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除して算定することとされている。この場合の「支払われた賃金の総額」には、現実に既に支払われている賃金に限らず、実際に支払われていないものであっても、算定事由発生日において、既に債権として確定している賃金をも含むと解される。

(2) 請求人は、被災者のパソコンのログイン・ログアウト等客観的な記録のうち、始業時刻については最も早い時刻により、終業時刻については最も遅い時刻により労働時間を把握すべきである旨主張するので、以下検討する。

ア 始業時刻について

（ア）被災者の所定労働時間は、午前8時30分から午後5時15分までと

されている。算定期間である平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの90日間について、被災者が平日出勤した日数は59日であるところ、その内自己申告した始業時刻(以下「自己申告始業時刻」という。)よりパソコンログイン時刻が早い日は42日認められる。もっとも、両時刻の乖離が10分を超える日は平成〇年〇月〇日から〇日、〇日及び〇日の6日にすぎず、最大でも16分の乖離となっている。

当審査会では、当該乖離について慎重に検討するも、被災者が所定始業時刻である午前8時30分より前に出勤を命じられるか、若しくは業務の開始を余儀なくされる状況にあったとは確認できないものであり、労働を余儀なくされたために生じた時間差であるとは判断し得ないことから、平日勤務日の始業時刻は、所定始業時刻の午前8時30分とすることが妥当であると判断する。

もっとも、平成〇年〇月〇日については、所定始業時刻より早い午前8時15分を自己申告時刻としていることに鑑みれば、同日については、自己申告時である午前8時15分が業務を開始した時刻であったと推認する。

(イ) 次に、被災者の所定休日(土曜日及び日曜日)における出勤日についてみると、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの間に〇日、〇日、〇日及び〇日の4日の休日出勤があり、その全日について自己申告始業時刻とパソコンのログイン時刻との乖離が認められ、その乖離は最大で1時間〇分となっている。同期間での被災者の業務量がそれまでと比べて急増していたことは、出・退勤記録及び会社関係者の申述から明らかであり、被災者が業務以外の目的で会社に出社していたことや、休日出勤しながらパソコンをログインした後に業務以外の行為を行っていたとは考え難いことから、被災者が過小申告していたものと考えることが相当であり、休日出勤日の始業時刻については、パソコンのログイン時刻によるとすることが妥当であると判断する。

イ 終業時刻について

(ア) 監督署長及び審査官は、算定期間中の平成〇年〇月における被災者の自己申告した終業時刻(以下「自己申告終業時刻」という。)とパソコンのログアウト時刻の乖離が大きい同月〇日、〇日、〇日、〇日、〇日

及び○日の6日に限っては、仕事量が増大していたため業務終了後に2時間前後も雑談や休憩等を行っていたとは考えられないとして、自己申告終業時刻より1時間15分を超えてログアウトされているその6日については、ログアウト時刻を終業時刻とし、それ以外の日については自己申告している終業時刻を終業時刻であると判断している。当該判断の理由については、自己申告終業時刻は各自が退勤時に入力した後に上司が承認するという手順を経ていたこと、及び、上司が「業務終了後に雑談をしたり休憩した後にパソコンをログアウトして退社するようなケースもある。」と述べていることを挙げている。

(イ) しかしながら、後者の理由について、上司Fは、「自分が必ず最後まで在社しているわけではないので、確実に現認していたものではない。」とも述べており、必ずしも雑談等をした後にパソコンをログアウトするという状況が日常化していたとは判断し得ないものである。

そこで、被災者の算定期間における勤務状況を精査すると、自己申告終業時刻よりパソコンのログオフ時刻が30分以上遅い日は、平成○年○月は1回、○月は2回であるが、○月は11回と急増し、かつ、そのうち10回は○月○日以降に集中しており、休日出勤日も同月○日以降のみに認められる。これは、会社関係者の「(平成○年)○月に入った頃から時間外労働は大幅に増加したと思う。同月には、休日も出勤していたと思う。Gの件で、土日にも出勤しないと処理できない状態だったと思う。」旨の申述とも合致している。

また、同僚Hは、「時間外勤務については、人事の方からも、きちんと申告するように言われていますので、特に制限がかけられるというものではありません。ただ、被災者は、余りに多くの時間外労働を行うと『能力がないからだ』と思われるのを危惧するようなどころはあったと思います。それは過小申告というようなものではないが、実際○月には休日出勤や長時間の時間外労働を行っていたと思います。」旨申述している。

(ウ) 当審査会としては、上記のように、平成○年○月○日以降○日までの間については、休日出勤や時間外労働が大幅に増加したとする会社関係者の申述には信憑性があり、適正な自己申告制度の運用が行われていな

かったものと推認することが相当であると思料し、同期間に限って、自己申告終業時刻とパソコンのログアウト時刻との乖離がある日には、ログアウト時刻までは業務をしていたものと判断する。

また、平成〇年〇月〇日は、ログアウト時刻より自己申告終業時刻が16分遅いが、同期間における業務状況を勘案するとログアウト後も業務を行っていたと推認されることから、自己申告時刻をもって終業時刻であると判断する。

- (3) 以上、検討したとおり、本件処分において認定された時間外労働時間に上記(2)のア(イ)及びイ(ウ)で認定した時間外労働時間を加算して集計し直せば、給付基礎日額が〇円を超えることは明らかであって、本件処分における給付基礎日額の算定は相当とはいえないから、監督署長は、被災者の就労状況について、その実態を明確にした上で、算定期間における賃金総額を再計算し、改めて給付基礎日額を確定する必要がある。

2 結 論

以上のとおり、本件処分は失当であるから、これを取り消すこととして、主文のとおり裁決する。